

平成30年度座間市職員早期退職募集実施要項

平成30年11月9日

座間市職員の退職手当に関する条例（昭和60年座間市条例第38号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、定年前に退職することを希望する職員の募集（以下「早期退職希望者の募集」という。）を行う。

1 募集の対象となる職員

退職すべき期日において、年齢45歳以上60歳未満の職員（昭和34年4月2日から昭和49年4月1日生まれの職員）

※ 次に掲げる職員は募集の対象となりません。

- (1) 非常勤職員、臨時的任用職員又は法律により任期を定めて任用されている職員
- (2) 平成31年3月31日までに定年に達する職員
- (3) 懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）をいう。以下同じ。）を平成30年11月12日において受けている者又は同日から同年12月11日までの間に受けた者

2 退職すべき期日

平成31年3月31日

3 募集人数

特に定めない

4 募集期間

平成30年11月12日（月） 午前8時30分から

平成30年12月11日（火） 午後5時15分まで

5 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 応募は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（第1号様式）に必要事項を記入の上、上記4の募集期間内に総務部職員課長に提出してください。
- (2) 応募の取下げは、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（第2号様式）に必要事項を記入の上、速やかに総務部職員課長に提出してください。

6 早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定

早期退職希望者の募集に係る応募があった場合は、次項7に該当するときを除いて、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行います。認定の通知は、平成31年1月上旬の交付を予定しています。

7 早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない場合

早期退職希望者の募集に応募した職員が、次の(1)から(3)に該当する場合には、早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない旨の決定をします。この場合の不認定の通知は、平成31年1月上旬の交付を予定しています。

- (1) この募集実施要項に適合しないとき
- (2) 応募後に懲戒処分を受けたとき
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中における当該職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足りる相当な理由があるときその他応募をした職員について認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき

8 認定が効力を失うとき

- (1) 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき
- (2) 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（(1)(2)に掲げるときを除く）
- (4) 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたとき
- (5) 応募を取り下げたとき

9 退職日の繰上げ又は繰下げ

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行った後に生じた事情により、当該認定を受けた職員が退職すべき期日（平成31年3月31日）に退職することが公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、当該職員にその旨及びその理由を明示し、当該職員の同意を得た上で、当該職員が退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

10 退職手当の特例措置

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職した場合、条例第4条又は第5条の規定に基づき、次の特例措置があります。

(1) 自己都合退職よりも割増しされた支給率

定年退職の場合と同様の支給率で退職手当が支給されます。

(2) 退職時給料月額割増し（退職すべき期日における勤続年数が20年以上の場合のみ）

定年（60歳）と退職すべき期日における年齢との差1年につき3%の割合（59歳で退職する場合は2%）で、退職時給料月額が割増しされます。

11 その他

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けた職員は、所属長を経由して退職願を総務部職員課長に提出してください。

12 問合せ先

総務部職員課人事研修係

電話：046-255-1111（内線2452・3）

【参考】退職手当の基本額の算出方法

$$\frac{\text{退職時給料月額} \times \{1 + (3\% \times \text{定年までの残年数})\} \times \text{退職理由別・勤続期間別支給率} \times \text{調整率}}{\quad}$$

* 定年までの残年数が1年の者は2%

※{ }内の特例措置が適用されるのは、退職すべき期日における勤続年数が20年以上の職員のみ

注) 勤続年数の算定には除算期間がありますので御注意ください。

- (1) 休職・停職期間：その月数の1/2を除算
- (2) 育児休業：その月数の1/2を除算（子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の1/3）